

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	高齢受刑者の医療を受ける権利の保障とその手段としての早期釈放制度の積極的運用(六・完)
Author	安田, 恵美
Citation	大阪市立大学法学雑誌. 62 卷 1 号, p.1-35.
Issue Date	2016-03
ISSN	0441-0351
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学法学会
Description	
DOI	10.24544/ocu.20180117-015

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

高齢受刑者の医療を受ける権利の保障と その手段としての早期釈放制度の積極的運用（六・完）

安 田 恵 美

目 次

はじめに

第一部 フランスにおける医療的・福祉的ニーズを有する高齢受刑者に対する早期釈放制度と議論

第一編 議論の前提——フランスにおける高齢受刑者に対する拘禁的措置回避の合意の形成——

第一章 量刑段階における高齢犯罪者に対する拘禁的措置回避に関する合意の形成の歴史と現状

——明文規定による刑罰減輕から裁判官の裁量による刑罰減輕へ——

第一節 明文規定による高齢犯罪者への拘禁的措置回避の沿革

第二節 裁判所の量刑における高齢有罪者に対する拘禁的措置を回避する運用の現状

第二章 近時の高齢受刑者の増加現象——性犯罪に対する有罪宣告を受けた高齢受刑者の増加と

長期刑受刑者の高齢化

第一節 近時の高齢有罪宣告者の少なさと高齢受刑者の増加

第二節 性犯罪に対する有罪宣告の増加と長期受刑者の高齢化による高齢受刑者の増加

（一六〇巻一号）

第二編 高齢受刑者に対する閉鎖施設からの早期釈放制度およびその議論の変遷

第一章 高齢受刑者へ十分かつ適切な医療的・福祉的支援を行うための早期釈放に関する議論の登場と

その変遷——二〇〇二年三月四日法の創設まで——

第一節 高齢受刑者に対する早期釈放制度の必要性の高まりとそれへの実務の対応

第二節 ヨーロッパ人権裁判所二〇〇一年六月七日決定による勧告

(六〇巻二号)

第三節 治療を理由とする刑の執行停止措置の創設

第二章 高齢受刑者に対する早期釈放制度の対象の拡大

——二〇〇九年一月二四日法による重病でない高齢受刑者に対する仮釈放の創設

第三章 高齢受刑者に対する早期釈放制度における葛藤——「保安」の視点からの早期釈放への抵抗

第一節 高齢者に対する早期釈放制度

第二節 高齢受刑者処遇に対する合意と抵抗

(六一巻一・二号)

第二部 日本の問題状況と今後向かうべき方向性——安全重視から支援重視の高齢受刑者処遇へ

第一編 「安全」に基礎を置く高齢受刑者に対する早期釈放の消極的適用とその問題性

第一章 高齢犯罪者に対する拘禁的措置と刑務所内処遇の現状

第一節 軽微な財産犯を繰り返す高齢犯罪者に対する拘禁的措置の積極的適用

(六一巻三号)

第二節 刑事施設における高齢受刑者の医療的・福祉的ニーズの軽視

第三節 現在の高齢受刑者への対応の不十分性から生じている悲惨な現実

第二章 医療的・福祉的ニーズを有する高齢受刑者への早期釈放の必要性と現行制度の消極的運用

(六一巻四号)

第二編 高齢受刑者に適切な医療的・福祉的対応を提供するための早期釈放の積極的運用にむけて

第一章 高齢受刑者の早期釈放の積極的運用を支える諸制度および理念

第一節 人権規定から要請される高齢受刑者に対する早期釈放の積極的適用

第二節 高齢受刑者の早期釈放の積極的活用を支える諸資源

第二章 今後の課題

むすびにかえて

(以上、本号)

第二編 高齢受刑者に適切な医療的・福祉的対応を

提供するための早期釈放の積極的運用にむけて

近時、日本では高齢犯罪者の増加を受けて、高齢犯罪者の刑務所拘禁を回避するための「入口支援」、刑務所内における処遇上の配慮、そして地域生活定着促進事業による特別調整を中心とした「出口支援」が試みられている。それらの試みにより、高齢犯罪者の社会復帰を支える社会参入を促進するための体制が形成されつつあると思われる。その一方で、刑務所内で十分な医療・福祉的対応を受けることができない、またその結果、死亡するに至る高齢受刑者が存在するという現状にかんがみれば、刑務所内処遇において高齢受刑者が固有に有する一市民としての「尊厳」や「基本的人権」の尊重という視点が不十分なものとなっていることは否めない。そのような現状の根底には、フランスにおいて展開された高齢受刑者の早期釈放に関する議論に見出すことができる、「高齢受刑者の尊厳の尊重」という視点の欠如があるように思われる。

生命や健康の保障はまさに人間の尊厳の根幹をなすものである。高齢受刑者ひとりひとりが有する尊厳や基本的人権の尊重は、日本においても諸法から要請されている。それゆえ、その医療的ニーズを確保するための手段として、刑務所内医療を拡充するとともに、早期釈放を積極的に適用し、より適切かつ十分な医療サービスを確保する必要があるのである。第二編では、早期釈放制度の積極的適用が、諸法からも要請されている高齢受刑者の尊厳の尊重を実現するために必要不可欠であることを指摘したうえで（第一章）、早期釈放制度の積極的適用の妨げとなっている行の早期釈放制度に存する問題点と解決の方向性を示す（第二章）。

第一章 高齢受刑者の早期釈放の積極的運用を支える諸制度および理念

第一編では高齢受刑者処遇の現状から、医療的・福祉的ニーズを有する高齢受刑者に対して、適切かつ十分な支援を確保するために、早期釈放制度が積極的に用いられる必要があることを示してきた。そこで、第二編第一章では視点を変えて、早期釈放制度の積極的運用が、諸法からも要請されていることを示す。すなわち、高齢受刑者の尊厳および基本的人権の尊重という法からの要請と、近時の高齢出所者に対する司法と福祉の連携によるより手厚い生活支援の実現という政策からの要請の双方に応えるものである。

第一節 人権規定から要請される高齢受刑者に対する早期釈放の積極的適用

日本とフランスの両国において、高齢受刑者を早期釈放する制度が設けられている。自由刑の裁量的執行停止に関する日本の刑事訴訟法四八二条一号と、フランスの刑事訴訟法典七二〇―一條に治療を理由とする自由刑の執行停止は受刑者の生命と健康の確保を目的とした点で類似している。また、日本の刑事訴訟法四八二条二号と、フランス刑事訴訟法典七二九条は、ともに高齢受刑者を早期に釈放することを目的とした点で類似している。しかしながら、それらの制度の位置づけに関する理解については大きな違いがある。この違いは両国における理解の違いは高齢受刑者が「一市民」であるという点を重要視しているか否か、という違いから生じているといえよう。

すなわち、フランスでは早期釈放制度について再犯リスクのマネージメントの視点から生じる制約はあるものの、高齢受刑者に対する医療や福祉については、高齢受刑者の尊厳の尊重という視点がより重視され、議論が展開されてきた。その一方で、日本では、処遇法一条に「尊厳」という文言が用いられているものの、前述のように、処遇の現

場では高齢犯罪者の「犯罪者」という側面がより重視されてきたように思われる。

彼らの「犯罪者」としてのアイデンティティをより重視する傾向は再犯防止を強く意識した環境調整と、規律秩序を強く意識した刑務所内処遇にあらわれている。法務省は厚生労働省における地域生活定着支援事業を中心とした福祉支援ネットワークを「再犯防止」を達成するための重要な手段のひとつとして位置付けており、⁽⁵⁶⁾その一方、地域生活定着支援事業としても、その支援の結果として高齢犯罪者の再犯防止を強く意識していると思われる。⁽⁵⁶⁾このような福祉サービスと再犯防止を強くむすびつける流れは、二〇〇三年一月の下関駅放火事件をひとつの契機として方向づけられてきた。一方、前述の富山刑務所事件および〇氏の手錠事件において特に顕著に現れていたように、日本の刑務所においてはしばしば受刑者の管理・監視の視点は彼らの健康ないし生命の維持に優先される。この状況は、フランスの議論にかんがみれば、高齢受刑者を一市民としての尊敬を尊重していない、劣悪なものである。その根本には、「懲らしめ」、「規律秩序」そして「安全」の視点を基礎に置く「日本型行刑」という理念が根強くあると言えよう。したがって、高齢受刑者に対する適切かつ十分な医療や福祉の提供を実現するためには、制度のあり方に関する議論では不十分である。すなわち、制度設計に関する議論を支える前提として、彼らを「犯罪者」ではなく「一市民」として捉えなおすところから始めなくてはならない。

多層的な人権保障規定により保障される受刑者の尊厳と基本的人権

フランスにおける医療的・福祉的ニーズを有する高齢受刑者への適切かつ十分な対応の確保は多層的な人権保障規定により保障されている。すなわち、ヨーロッパ人権条約三条による客観的かつ不可侵の人権規定の要請を、市民の医療サービスへのアクセスを保障する権利（二〇〇二年三月四日法）に基づく、治療を理由とする刑の執行停止や、

説
刑事訴訟法七二九条に規定される七〇歳以上の高齢受刑者に対する仮釈放の特例によって具体化しようと試みられている。

論

一方で、日本における人権保障の大きな枠組みとしては、まず、「非人道的かつ劣悪な処遇」を禁止する自由権規約七条と拷問禁止条約一六条がある。そこで保障される尊厳を日本国内において実現するための規定として、日本国憲法一三条や二五条がある。さらに、そこで抽象的に保障される権利を基礎として、すべての市民に医療的サービスや福祉的サービスが確保される。その上で、刑事施設への拘禁といった特殊な事情を考慮して、受刑者の医療および福祉サービスを受ける権利をより補強するために処遇法六二条と六五条、そして刑事訴訟法四八二条一号、二号が設けられている。

ここで、これらの多層的な人権保障規定を基礎として、医療的・福祉的ニーズを有する高齢受刑者への対応の確保を説明するためのアプローチの提案を試みたい。フランスではヨーロッパ人権条約三条の要請を根底におき、そこから国内法の整備を進めてきた。二〇〇一年六月七日のヨーロッパ人権裁判所によるPAPON決定において、ヨーロッパ人権条約三条の解釈から国家に課してきた義務——消極的義務と積極的義務——から、高齢受刑者においては、「その刑の執行から生じうる不可避の弊害」の限界値が他の受刑者とは異なることを示した。それゆえ、高齢受刑者に対しては弊害を除去するための施策をより積極的に講じなくてはならない。ただし、必要とされるケアの提供にあたり刑事施設内では限界がある場合には、上記消極的義務に基づいて、もはや拘禁は継続されえない。この勧告の影響を少なからず受け、フランスの両議会は二〇〇二年三月四日の法律により治療を必要とする受刑者に対する刑の執行停止制度を創設した。自由刑を科された受刑者は移動の自由を奪われるのであって、医療へのアクセスは奪われない。また、高齢受刑者が必要としているケアを受けることができない、といった状況は、自由刑の執行に伴う不可避

の弊害ではない。それゆえ、刑事施設で対応しきれないのであれば、釈放して一般の医療・福祉機関に任せるほかない。このように、高齢受刑者の尊厳および人権が不可侵であることを認めた点にまさにフランスの議論の意義があると考えられる。

次に、フランスの議論において示されている多層的な人権規定による高齢受刑者の尊厳および人権保障の構造をふまえながら、日本に適用される人権規定およびそれに対する裁判所の判断をみることにする。

まず、普遍的かつ不可侵の人権規定として自由権規約七条と拷問禁止条約一六条がある。これらの規定はヨーロッパ人権条約三条と同様、「非人道的もしくは品位を傷つける取扱い」を禁止している。拷問禁止条約一六条は「締約国は、自国の管轄の下にある領域内において、第一条に定める拷問には至らない他の行為であつて、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に当たり、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるものを防止することを約束する」としている。さらに、自由権規約七条は「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない」としている。これらの条文は加盟国に対して被拘禁者の尊厳を尊重した処遇を提供するよう義務付けている。⁽⁵⁴⁾

この点について、日本の裁判所は、受刑者が刑務所職員による処分の違法・不当を争う訴訟において原告の国際人権法の適用に極めて慎重な姿勢を示してきたと指摘されている。⁽⁵⁵⁾そこでは、国際人権法の代わりに日本の国内法の規定が持ち込まれ、「予定調和的に」国際人権法の規定に関する解釈と同様の解釈を示してきた。⁽⁵⁶⁾

これらの条約に加入する以前には、裁判所は受刑者への「非人道的もしくは品位を傷つける取扱い」について日本国憲法三六条のみに照らして判断を行っていた。窃盗のことで起訴された高齢被告人に対して原審が言い渡した懲役

説
一〇月執行猶予なしの判決が、憲法三六条が禁止する「残虐な刑罰」にあたるかどうかが争われた東京高裁昭和二六年一〇月九日判決⁽⁵⁰⁾において東京高裁は、その健康状態に応じた作業を割り当て、「老齢者」については病人に準じた医療上・保健衛生上の措置をとることができることから、原審の判断が憲法三六条に違反しているとはいえないとして、被告人の控訴を棄却した。さらに、高齢受刑者の処遇に関する判例ではないが、実際の受刑者処遇に関する憲法三六条の適用について、詳細に述べたものとして津地裁昭和三六年一〇月二二日判決⁽⁵¹⁾がある。「憲法第三六条は残虐な刑罰を絶対に禁止しているが、そこにいう『残虐な刑罰』とは『不必要な精神的肉体的苦痛を内容とする人道上残酷とみとめられる刑罰』（最高裁昭和三三年六月三〇日判決最高裁判所刑事判例集二巻七号七七七頁）、つまり反人道的な刑罰をいい、しかも刑罰そのものとしては残虐なものでなくても執行方法が残虐であれば、それによつて『残虐な刑罰』となりうるものと解される。とすれば、右にみたように被告の前記処分に反人道的性格がみとめられ、しかも、その処分が懲役刑の執行としてなされているのであるから、懲役刑そのものに残虐性はなくともその執行としての右処分は、憲法第三六条にいう『残虐な刑罰』に該当するものといふべく、したがつて、被告が原告に対してした軽屏禁執行期間中戸外運動及び入浴を禁止する旨の各処分は、憲法第三六条に違反する処分といわねばならない⁽⁵²⁾。この判例は受刑者の健康を侵害するような軽屏禁（懲罰）の執行方法に対して憲法三六条を適用する論理を明示し、同条の要請から反人道的な「懲罰」を禁じた点で注目すべきものである。しかしながら、受刑者の健康を侵害する「処遇」ではなく、「懲罰」を問題としている点には留意が必要であらう。

日本が自由権規約および拷問禁止条約に加入した後も、憲法三六条は不当な受刑者処遇をめぐる訴訟の根拠条文の一つとされてきたが、加入後はそれにくわえて自由権規約の条文も根拠条文として引用されるようになってきた。たとえば、札幌地裁平成二二年八月二五日判決は、取調べ、懲罰、安全上及び休養のため長期に及んだ昼夜間独居拘禁

が、監獄法施行規則二六条、憲法一三条、一四條、一八條、三一條、三六條、自由権規約七条および一〇条に違反することを理由とする、当該受刑者による旭川刑務所への損害賠償請求に対して、以下の理由により、当該損害賠償請求を棄却した。すなわち、同地裁は「刑務所長において、原告の独居拘禁を必要とする状態を解消するための職責を尽くしたといえるかどうかについて、疑問を差し挟む余地がないとは言いが、原告を独居拘禁に付すべき安全上の理由が現に認められる以上は、これを理由に原告を独居拘禁に付した刑務所長に裁量権の逸脱又は濫用があったと断ずるには足りない」とした。

この判決に存する問題点として、以下二つの点を指摘したい。ひとつめの問題点は、同地裁は「拘禁目的」や「規律の維持」の観点から必要性及び合理性があった場合にのみ正当化されるとの留保を付けつつも、刑務所長の裁量権により受刑者の権利を制限することを認めている点である。⁽⁵³⁾ この見解はまさに日本において、「懲らしめ」、「規律秩序」、そして「安全」の維持と受刑者への「支援」が対立する概念として扱われてきたことを示すものである。さらに、同判決において「受刑者の人権に対する制限」は監獄法の趣旨からなされてきたとされており、⁽⁵⁴⁾ここに、憲法上保障されるべき権利に監獄法における要請が優先されているとの視点を見出すことができる。このような見解には、フランスの議論において強調されていた「受刑者の一市民として固有の尊厳の尊重」といった視点が欠如あるいは不足しているように思われる。

次いで、二つ目の問題点は、十分な検討をしないままに、当該処遇が憲法三六条違反に当たらないことをもって自由権規約七条にも違反しないとした点である。日本国憲法三六条は「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」と規定している。一方、拷問禁止条約および自由権規約は「非人道的かつ品位を傷つける刑罰もしくは取扱い」を禁じている。上記札幌地裁のケースにおいては、原告側があえて憲法三六条と自由権規約七条を根拠条文

説
 論
 として挙げたにもかかわらず、同地裁はこれらの条文の文言の違いには言及していない。これら二つの条文の「混同」は以下の理由から許されるものではない。すなわち、「刑罰」と「取扱い」は別の意味を持つ語である。ヨーロッパ人権裁判所は、刑務所拘禁や刑務作業といった刑罰の内容はここでいう「刑罰」に含まれ、改善教育、医療、福祉、外部交通など刑の内容に直接含まれない被收容者の処遇は「取扱い」に含まれるとして、これらの語を区別している。日本国憲法三六条は「公務員による残虐な刑罰」を禁じているのであり、「取扱い」は同条には含まれていない。ヨーロッパ人権裁判所による定義を用いると、その執行方法自体が受刑者の命を脅かすものでない限り、受刑者処遇に日本国憲法三六条は適用できない、ということになる。このアプローチは、「刑罰」と「受刑者処遇」を切り離して捉える見解⁽⁵⁵⁾を徹底するのであれば妥当であると思われる。したがって、憲法三六条と自由権規約七条については分けて論じるべきである。また、ヨーロッパ人権裁判所の定義にならって日本の懲役刑のシステムのもとで受刑者の処遇それ自体に存する問題点について検討する場合には、日本国憲法三六条ではなく、「非人道的な取扱い」をも禁止する自由権規約七条や拷問禁止条約一六条を核とすべきであろう⁽⁵⁷⁾。

その場合、右諸規定と国内法との関係は次の通りである。自由権規約や、拷問禁止条約は普遍的かつ不可侵の人権保障規定であり、そこから国内法とは異なる視点から人権を保障することを可能とするものである⁽⁵⁸⁾。これらの国際人權法に加盟することにより、日本にも「重層的な国際的人権保障制度の枠組み」が適用される⁽⁵⁹⁾。この「人権保障」を国内で実現するための人権保障規定として各国の憲法が設けられている⁽⁶⁰⁾。

国際人權法、日本国憲法、そして各種法律の諸規定による多層的な人権保障の枠組みを、受刑者処遇に当てはめると次のようになる。

まず、日本は国際人權法に加入している以上、受刑者に対する「非人道的もしくは品位を傷つける」処遇をしては

ならない義務を負う。これは、ヨーロッパ人権裁判所がヨーロッパ人権条約三条から導いている、各政府に対する「非人道的かつ品位を傷つける取扱い」を禁じる「消極的義務」と同内容のものである。日本国内の諸判決においても「残虐な処遇」そのものを禁じることでそれ自体には合意が得られているといえる。その一方で、ヨーロッパ人権裁判所は、ヨーロッパ人権条約三条から消極的義務とともに、拘禁により生じた弊害を各種支援の提供により除去することを命じる「積極的義務」を引き出している。この点について、日本が加入している自由権規約七条および拷問禁止条約一六条の文言をヨーロッパ人権条約三条と同様に解釈するという手段がある。前に確認した通り、これらにおいては、「非人道的もしくは品位を傷つける取扱い」という同じ文言が用いられている。そこで、これらの文言に、ヨーロッパ人権裁判所における同三条に対する解釈を適用して、積極的義務を引き出すことは可能であると考える。すなわち、政府は受刑者を「穏当かつ適切な状況のもと拘禁」しなくてはならず、それゆえ受刑者が有するニーズに応じた対応をしなくてはならない。

国際人権法から要請される受刑者への非人道的かつ劣悪な処遇の排除を確保するための国内法の規定として、日本国憲法一三条の幸福追求権保障および同二五条の生存権保障がある。これらの重疊的な人権規定を根拠として、日本政府は受刑者において拘禁により生じる弊害を除去する義務が課されている。すなわち、憲法二五条はすべての市民に対して「健康で文化的な生活」を保障している。これらの規定は受刑者に対しても当然に適用される。高齢受刑者に対して刑務所内で適切かつ十分な医療的・福祉的対応を受けることができずに、健康状態やADLを悪化させる、あるいは死亡させるといった事態はこれらの規定の要請に反するものである。受刑者に対しても健康で文化的な生活を保障されなくてはならないのである。さらに一三条は「国の「拘禁から生じる」弊害除去義務および自己発達権利の機会を保障すべくプログラムを準備する義務を根拠とする被収容者の援助を受ける権利」を保障しており、これら

説の権利に基づいて受刑者および出所者は社会的援助を受けることができるとされている。⁽⁵⁶⁾以上の受刑者における一市民としての尊厳と基本的人権の尊重および、それを確保する政府の消極的義務と積極的義務に基づいて、医療的・福祉的対応を有する高齢受刑者に対しては適切かつ十分な対応が保障される。このことは諸法律がより具体的に規定している。

一市民に対する医療的・福祉的対応の確保については、医療法一条および社会福祉法三条が規定している。これらの条文により、すべての市民に対する、その尊厳を尊重した医療的・福祉的対応の提供が保障される。さらに、刑務所に拘禁されているという特殊な事情を考慮して、処遇法六二条と六五条が刑事施設内での受刑者に対する医療的・福祉的対応を確保している。⁽⁵⁷⁾その一方で、刑事施設内で適切かつ十分な対応を行うことが難しい場合については早期釈放され、社会における医療機関および福祉機関において適切かつ十分な対応が確保されなくてはならない。このことは「刑の執行によって、著しく健康を害するとき、又は生命を保つことのできない虞があるとき」に自由刑の執行を停止できるとしている刑事訴訟法四八二条一号の規定によっても支えられている。

以上から、フランスの治療を理由とする刑の執行停止を創設した二〇〇二年三月四日の法律までの議論において採られたアプローチは、日本の法制度を前提としても展開することが可能である。すなわち、医療および福祉に関する法律の枠組みの中で、受刑者も一般市民でありそれらの法律の適用対象となることから、受刑者に対する一般市民と同等の量および質の医療的・福祉的サービスの提供が根拠づけられる。

「支援」を強調する高齢受刑者処遇への展開を試みる理論的アプローチ

以上から、受刑者への医療的・福祉的対応を確保する手段として刑の執行停止が用いられることは人権諸規定から

の要請であるといえよう。次いで、この枠組みが、「高齢」受刑者処遇の局面においてどのような適用されるのか検討したい。

高齢受刑者の特性に着目した、高齢受刑者処遇のあり方に関するアプローチとして、日本では以下のアプローチが提示されている。

ひとつは少年法における「要保護概念」を高齢受刑者処遇に応用するアプローチである。⁽⁵⁶⁾この考え方は、司法前処理段階における高齢被疑者への対応を念頭において展開されているものではあるが、高齢犯罪者処遇理念にも通ずる重要な視点を見出すことができる。この見解によれば、高齢犯罪者が有する福祉的ニーズを「要保護性」と捉え、「高齢者の最善の利益」を目指した司法的処遇が目指されるべきである。それゆえ、まず、刑事司法段階においてダイバージョンの可能性が探られ、⁽⁵⁶⁾ダイバージョンがなされえないとしても、⁽⁵⁷⁾刑務所内および社会内処遇は「保護処分」として実施されるべき、とされる。たしかに、高齢受刑者は一般的に非高齢受刑者よりも医療的・福祉的ニーズが大量かつ多様である。しかしながら、高齢犯罪者が成人であることには変わりない。社会的参加を促進するための支援の必要性が非高齢受刑者よりも高いとしても、応報の目的を排除してもつばら保護の対象とする理論的根拠は乏しいように思われる。

また、高齢犯罪者処遇を非行少年に対する処遇に近づけて論じようとするアプローチに対しては以下のような批判がなされている。すなわち、高齢犯罪者に対しては刑罰による処罰よりも保護的処分になじむとされるが、全ての者が画一的に保護処分を原則とする手続きによって処理されることが必ずしも適切であるとはいえない。その理由について、「未成年者の場合は生活歴が相対的に短期であり、個人間の偏差はそれほど広まっておらず、暦年齢による分類・平均的処遇が容易」であるために、高齢者は長期の生活歴を有し、個人差が蓄積され偏差が拡大しており、暦年

説 齢による集団把握の有効性には疑問が生じる」との見解がある⁽⁵⁰⁾。すなわち、高齢受刑者においてはひとりひとりその特性が異なるため、統一的な処遇モデルの構築は困難であるとの指摘である。

論 この批判的な見解を基礎として、次のような見解が提示されている。刑事司法において高齢者を他の一般の犯罪者と同様に扱うことは、高齢犯罪者の権利保障と主体性が確保されることを意味する⁽⁵⁰⁾。それゆえ、一人の成人である高齢受刑者に対しては、「保護」を口実とした無制限の介入「傍線は筆者による」が行われてはならない。ここでは、すべての受刑者が自身の「能動的で積極的な権利」に基づいて、福祉サービスを求めることができ、それに対して適切な対応が確保される必要がある、とされる⁽⁵¹⁾。すなわち、高齢受刑者が自身の権利に基づいて、自分のニーズに応じた対応を要求することができる、とされる。言い換えれば、提供される支援の量や質はそれぞれの受刑者のニーズに対応するものであり、「高齢」であるか否かで変わるものではない。これは、フランスにおいて、「高齢」であることを理由に刑罰を減輕する旨を規定した条文を廃止した一九六〇年オールドナンスが制定された際に示された、「高齢受刑者への対応は処遇の個別化によって対応すべき」との見解と同様の趣旨である。この議論にかんがみれば、高齢であるか否かにかかわらず、すべての受刑者は一市民として固有の権利に基づいて、医療的・福祉的ニーズに対する手当を受けることができる。ただし、高齢受刑者においては医療的・福祉的サービスが大きい分、確保されなくてはならない手当が他の受刑者とは異なる。それゆえ、高齢受刑者においては実質的に必要とされる処遇が他の受刑者とは量的質的に異なるということになる。

高齢受刑者が抱えるニーズに刑務所内では対応しきれない場合について、前述の高知地裁平成五年一〇月一三日判決は、自由刑の執行停止で対応すべし、と述べた⁽⁵¹⁾。この見解は、当該高齢被告人の尊厳や基本的人権の尊重を基礎としているか否かは明らかではないが、少なくとも高齢受刑者においては非高齢受刑者とは、その医療的・福祉的ニ

ズが量的・質的に異なることから、それらのニーズへの配慮がより重視されなくてはならず、そのための手段として自由刑の執行停止を用いることを示唆している。⁽⁵⁷⁾

以上から、医療的・福祉的ニーズを有する高齢受刑者に対して刑の執行停止を適用せず、それらのニーズへの対応が不十分な拘禁状態に拘禁し続けている現状は、法規定のあり方ではなく、運用の仕方に問題があるといえよう。

第二節 高齢受刑者の早期釈放の積極的活用を支える諸資源

第二部第一編第二章で述べたように、医療的・福祉的ニーズを有する高齢受刑者に対する自由刑の執行停止を積極的に運用していくためには、処遇理念の確認や法規定の解釈のみならず高齢受刑者を出所後、社会で受け入れる機関等の環境調整を円滑に行うためのしくみについても検討する必要がある。

高齢出所者の環境調整

近時、高齢受刑者が出所する際の環境調整は刑務所職員、刑務所に配置されている社会福祉士、保護観察所、地域生活定着支援センターが行っている。とりわけ、平成二一年度の地域生活定着支援事業以降、当該高齢受刑者の特性に応じた帰宅先や医療・福祉サービスの調整が行われるようになってきている。⁽⁵⁸⁾ その背景には、第一編第二章で示した通り、高齢受刑者においては仮釈放も認められにくく、満期釈放になることが多い点がある。

平成二四年七月に犯罪対策閣僚会議が示した、「再犯に向けた総合対策」では、出所者の「居場所（＝帰宅先）」と「出番（＝就労）」の確保がその社会復帰にとって重要である旨述べられた。出所者の環境調整においても、「居場所」と「出番」の確保に向けた支援が行われている。とりわけ、近時高齢出所者の環境調整において、重要な役割を

説 果たしているのは、地域生活定着支援センターであろう。同センターによる特別調整は、帰住先が確保できず、満期釈放が決定した場合であっても、六五歳以上の高齢受刑者あるいは、障がい有する受刑者に対して、本人が支援を受けること、および支援機関に本人の情報が開示されることに同意している場合⁽⁵⁷⁾、行われるものである⁽⁵⁸⁾。出所した

のちも、フォローアップ業務として受入れ先施設が実施するケース会議への出席、福祉サービス申請に関する助言、そして受診同行等の支援を引き続き行っている⁽⁵⁹⁾。

この特別調整のように、高齢出所者に対しては非高齢出所者よりも手厚い環境調整の体制が用意されているが、それでもなお高齢者においては、「高齢」であることに由来する医療・福祉的ニーズの大量性・多様性から適切かつ十分な支援を確保することは困難である。

まず、「居場所」の確保について、当該高齢受刑者の健康状態やADLの程度によつて帰住先が大きく異なる。それゆえ、医療やADLに関する専門的なアセスメントが必要となる点で非高齢受刑者との違いがある。また帰住先の確保に関連して、高齢受刑者の環境調整で困難な点として、特に入院が検討される場合には必要な身元保証人がなかなかみつからない、という点もある。

次に、「出番」の確保に存する問題として、定年年齢を超える高齢受刑者においては、就労先の確保は非常に困難である⁽⁵⁷⁾といった点がある。二〇代および三〇代の対象者においては、ハローワークを通じた就労先の確保や平成一八年より開始された刑務所出所者等総合的就労支援対策における支援⁽⁵⁸⁾を受けて就労先が見つかることがある。また、障がい者手帳を持っている場合には、障害者総合支援法に基づく就労移行支援を受けることができる⁽⁵⁹⁾。しかし、高齢者の就労支援体制は不十分といわざるを得ない。働く意欲があり、かつ体力もある高齢出所者に対しては就労を促進するための支援体制が必要であろう。一方、医療的ニーズを有し、ADLも低下している高齢出所者の就労はそもそも

困難である。そのような高齢出所者に対しては、生活保護の受給手続きの援助等生計を確保するための支援とともに、「生きがい」や「心の居場所」となる日中の居場所を確保するための支援を提供する必要がある。日中の居場所を提供する支援は、当該高齢出所者の社会的孤立を予防する意味でも重要である⁽⁵⁰⁾と考える。

地域生活定着支援センターを中心とする高齢受刑者の環境調整の課題と展望

地域生活定着促進事業においては、福祉的ニーズを抱える高齢受刑者および障がい有する受刑者の総合的な社会参入を促進するための支援が行われている。しかしながら、扱うケースが増えるにつれて諸問題が顕在化してきている。その一つがセンターごとの支援対象や支援内容が異なる、という問題点である。そこで、近時では全国地域生活定着支援協議会が作られ、支援の質の格差是正の努力がなされてきている。このように、地域生活定着支援事業に内在する問題がある一方で、刑務所および保護観察所と地域生活定着支援センターとの協働の不十分さといった問題も生じている。具体的には収集すべき対象者の情報⁽⁵¹⁾に関して問題が生じている。この点については、少しずつ見直しがされてきたものの、地域生活定着センター職員から刑務所や保護観察所による対象者の福祉的な視点でのアセスメントは不十分であるとの批判がなされている⁽⁵²⁾。この批判の根底には、刑務所職員および保護観察官における福祉の見識が不十分である、という問題点があるように思われる。

フランスでの治療を理由とした自由刑の執行停止創設の際の議論にかんがみれば、高齢受刑者における環境調整については、彼らの医療的・福祉的ニーズに対応する専門機関を調整する、という視点から論じられている。そのように、実際には環境調整の問題は医療的・福祉的ニーズへの対応に関する問題と深く連関しているにもかかわらず、日本ではそれらを別々のものとして捉えてきた。それは、前者は再犯防止と関連づけられてきた問題であるが、後者は

説
 そうではないと考えられてきたからである。その結果、受刑者に対する医療的・福祉的ニーズへの関心が薄れ、環境調整がより困難なものとなっている。

論
 この問題を克服するために、各定着センター、保護観察所、刑務所、行政、福祉機関等の出所者の環境調整に関わる諸機関が集まって「連絡協議会」を定期的に実施しているところもある。たとえば、栃木県地域生活定着支援センターでは月一回、福祉的ニーズを有する高齢受刑者あるいは障がい有する受刑者に対して、保護司、刑務所に勤務する社会福祉士、地域生活定着支援センター職員等が集まり、社会福祉士が対応するか、特別調整で対応するか、について話し合う⁽³⁸⁾。このような場を設けることで、刑事司法機関と福祉機関の相互の視点を知り、情報を共有することができ⁽³⁹⁾。その意味で、このような勉強会は重要な役割を果たしている。

いわゆる「司法と福祉の連携強化」に向けて、定着センター職員が保護司を兼任する、といった対応も考えられ⁽⁴⁰⁾。しかしながら、この対応は本末転倒であろう。地域生活定着支援事業のコンセプトは「司法と福祉の協働」である。すなわち、司法と福祉とが対等の立場に立って、それぞれの専門スキルを駆使して、対象者の社会的参入を支えると言うものである。センター職員が保護司になるということは、この事業が保護観察制度の枠内に含まれることになる。したがって、福祉機関は保護観察所の「下請け」として位置付けられ、対等性が失われてしまうおそれがある。また、そもそも刑事司法に関わる諸機関と福祉機関は、期待されている役割が大きく異なる。すなわち、刑務所や保護観察所においては矯正や安全を目的とし、その目的を達成するために強制的な権力の介入がなされることもある⁽⁴¹⁾。その一方で、福祉においては対象者と支援者との信頼関係に基づく援助関係を築き個人の主体性の尊重等の人間観を基礎とする⁽⁴²⁾。福祉を保護観察の枠内に入れ込むことにより、本来強制力を持たないはずの福祉サービスに強制力が付与されることになってしまう⁽⁴³⁾。このような「強制力」をもつ支援は、支援対象者の「ゆれ」——すなわち、トライアンドエ

ラー——を許さない支援となる。対象者の自発的な「社会復帰」を実現するなかで、この「ゆれ」は不可欠なプロセスである。⁽³⁰⁾従って、「失敗」を許さない福祉支援は対象者の「社会復帰」を妨害する危険すら孕んでいるといえよう。これらのいわば「制度化された」環境調整の仕組みがある一方で、一般の福祉機関による「やわらかいネットワーク」があることも忘れてはならない。⁽³¹⁾「司法と福祉」の連携が特に強調され始めたのは、二〇〇三年に『獄窓記』が出版された後のものであるが、それ以前からも出所者の社会参入を手助けしてきた団体は数多くある。⁽³²⁾それらの支援においては「出所者」ではなく、「福祉支援を必要とする人」として扱われてきた。そのような経験の積み重ねがある諸機関は、地域生活定着支援事業が開始された後も、受入れ先として重要な役割を果たしている。さらに、特別調整にあたり、対象者の同意が得られない場合には定着センターは特別調整として支援をすることができない。⁽³³⁾この場合には、「制度化されていないネットワーク」が活用されている。⁽³⁴⁾そのネットワークは福祉施設、福祉事務所、相談所、病院、各種支援団体、各支援対象者等によって構成されているものである。それらの機関により、「一 野宿予防に関する支援、二 野宿中の支援、三 脱野宿時の支援としての中間施設入所、就労自立、生活保護自立、住宅確保に関する支援、四 居宅生活でのアフターケア支援」の四段階での支援がなされている。これらの段階を進退しながら、対象者の社会的参入が果たされていく。多種多様な機関のネットワークと、段階的な自立支援制度を用意することにより、「失敗」を繰り返し返した人をもどこかの機関で受け入れる体制が構築されている。⁽³⁵⁾そこには、多種多様な地域の社会資源のネットワークがあり、かつ失敗をも自立への一つのプロセスと捉えて、支援をする側と受ける側とが一定の距離を保ちながら、よりせい合う体制——いわゆる「伴走型支援」——が構築されていると考えられる。⁽³⁶⁾

これらの多層的なネットワークによって、高齢出所者ひとりひとりの特性に応じた「居場所」を作っていく仕組みこそが、高齢出所者の社会参入の促進、そしてそれによる社会復帰にとって必要不可欠である。

説 現在の支援体制における医療的・福祉的ニーズを有する高齢受刑者への刑の執行停止の積極的適用の可能性

論 ここまで見てきたとおり、高齢受刑者の社会的参入を確保するための福祉支援ネットワークは徐々に拡大しており、個々の高齢受刑者の医療的・福祉的ニーズに応じた医療的・福祉的対応の調整が試みられている。さらに、地域生活定着支援センターを中心とする環境調整の取組みにより、出所者の受入れを行う受け皿も少しずつ増えてきているようである。このことは、この支援する側が支援を受ける高齢出所者を、「犯罪者」ではなく、「医療的・福祉的ニーズを有する高齢者」という視点からとらえるようになった支援者が増えてきたことを意味する。そこから、自由刑の執行停止の消極的適用の要因として挙げられていた「受け皿の乏しさ」についても、状況は改善しつつあると思われる。

さらに、地域生活定着促進事業「開始当時は、地域生活定着支援事業とされていた」が開始された平成二一年度段階では、環境調整は主に満期釈放者を対象としていたが、平成二四年度からはその対象を拡大し、入所時から出所後まで幅広く支援を行われるようになった。⁽³⁸⁾この事業の目的が、「高齢であることにより刑務所出所後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、退所後ただちに福祉サービス等を利用することができるようになるための支援と行うことにより、その有する能力等に応じて、地域の中で自立した日常生活または社会生活を営むことを助け、これらの者の福祉の増進を図ること」⁽³⁹⁾であることにかんがみて、社会参入を促進するためにより早期に釈放し、適切な医療・福祉サービスを確保するための支援として、早期釈放に向けた環境調整も同事業に含むべきであると考えられる。とりわけ、刑事訴訟法四八二条一号については、医療および福祉的ニーズの専門家によるアセスメントが必要となり、それに応じた帰住先を確保できるか否かが重要となっている。そこで、医療・福祉サービスを調整するにあたり、ノウハウや諸機関とのつながりがすでに構築されつつある、定着センターが自由刑の執行停止に係る環境調整にも関わることにより、自由刑の執行停止の運用を消極的にしている「帰住先調整の困難さ」という問題状況が改善

されるのではなからうか。

したがって、現在の制度および、社会資源を前提としても医療的・福祉的ニーズを有する高齢受刑者を自由刑の執行停止を用いて早期に釈放し、社会内の専門機関においてより適切なケアを確保することが可能であると考える。

(545) 法務省、「再犯防止のための総合対策」<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saibanbousi/kettei/240720gaiyou.pdf>。

(546) たとえば、一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会「都道府県地域生活定着支援センターの支援に関わる矯正施設再入所追跡調査」（二〇一五）、一頁には再犯予防と支援体制の強化に関しての提言として、福祉支援と再犯の関係性について言及している。対象者が地域に定着し、自立していることを示す一つのマルクマールとして「再犯防止」を掲げることに批判的に検討する必要があるように思われる。

(547) 日本の裁判所における国際人権法への捉え方について、赤池前掲（二〇一一）一七頁は「結局は、当時の監獄法の解釈・適用の範囲で検討が行われ」てきたと批判する。具体的な判例として、徳島地裁平成一〇年七月二一日判決がある。これは、胸（腰）椎の黄色靭帯骨化症の受刑者「再審請求中」に対して手術並びに治療のため、人身保護法二条に基づき、徳島刑務所から医療刑務所あるいは大病院へ移送することを請求した事案である。さらに、国際人権法の要請から、刑事施設には受刑者の病状の把握および適切な治療措置をとる義務があると主張した。これらの主張を受けて、徳島地裁は、まず「拘束者が、検査結果によっては適当な医療施設への収容、医療刑務所への移送することの可能性を残しつつ、本件拘束を継続することが、著しく違法で、かつ、それが顕著であると認めることはできないというべきである」として原告の請求を棄却した。さらに、国際人権法に基づく刑事施設における受刑者の健康管理義務については、「被拘禁者処遇最低基準規則二二（二）及び被拘禁者保護原則二四の内容を参照してB規約七条、一〇条一項の解釈をすれば、受刑者を収容する監獄の長は受刑者の健康状態に十分に注意し、診察、検査の結果如何によって、適切な治療などの措置を取らなければならない責務を負っていると解することができる」と述べた [LEX/DB 文献番号 28041243]。また、日本の刑務所医療の現状に照らして、二〇〇七年の拷問禁止委員会からの日本に対する勧告では、「受刑者への医療措置の提供が不当に遅延しているという申立て、及び行刑制度内に独立した医療職員がいらないことを懸念する」とし、「締結国は、適切かつ独立した医療措置が常にす

すべての受刑者に迅速に提供されるよう確保すべきである」との勧告がなされた「パラグラフ一七」。さらに、二〇一三年には日本の第二回報告書の深刻な不足」を懸念するとし、「自由を奪われたすべての人のために心身の健康に対する十分なケアを提供する」措置を講じて、国連被拘禁者処遇最低基準規則に適合した形で刑事施設における拘禁条件を改善するための努力を強化するべきであるとの勧告もなされた。これらの勧告に対して、二〇〇七年の政府答弁書は「法的拘束力を有するものではないが、その内容等を十分に検討した上、政府として適切に対処していく必要がある」としている。この答弁のとおりに、加盟国の一つである日本もこれらの条文に準じた処遇を実施しなくてはならない。

(548) 赤池前掲(二〇一一)一七頁。

(549) 同。

(550) LEX/DB 文献番号 27760307。

(551) 本件事案は、他の受刑者との間の密書の授受及び刑務官に対する暴言につき一五日間の軽屏禁を決定し、同時にその執行期間中戸外運動および入浴を禁止する旨の処分がなされた受刑者が、これらの処分の取消しを求めたものである。この訴えに対して、津地裁は、「監獄法第六〇条により右禁止処分は、当該受刑者が人間としての健康を保持するに必要な最低限度の戸外運動および入浴を侵害する刑罰の執行方法として、憲法第三六条にいう『残虐な刑罰』に該当する」として、当該処分の取消しを認めた [LEX/DB 文献番号 27602494]。

(552) 刑事立法研究会前掲(二〇〇三)、二六九頁は、「刑罰目的を達成するために必要な最小限度を超える人権の制約は憲法三六条の『残虐な刑罰』に該当するものと解する」としている。さらに、桑山亜也「受刑者の人権保障論とその具体化」(二〇〇九) [http://repo.lib.ryukoku.ac.jp/spnu/bitstream/10519/1567/1/dk_104_001.pdf]、六八頁も同様の見解を述べている。

(553) 桑山亜也「イギリスの国内裁判所における裁判例の変化とヨーロッパ人権裁判所の影響」、龍谷法学四二巻三号(二〇一〇)七〇五頁。なお、この点につき、桑山は以下のように分析している。「当該制限が『一般的、抽象的』になされている場合には、裁量権の違法性を認める傾向にあり、より具体的な制限の必要性及び合理性の立証責任を、制限を行使する施設側に負わせようとする傾向が、最近の裁判例には見られるようになった。」さらに、この傾向には自由権規約の影響があるとしてくる。

(554) 赤池前掲(二〇一一)一七頁。

(555) 土井政和「社会的援助としての行刑(序説)」、法制研究五一巻一号(二九八四)三七頁など。

(556) この点について佐藤元治「刑事拘禁における拷問および残虐・非人道的処遇等の禁止・防止」、法律時報八四巻五号（二〇一二年）四四頁―四五頁は、被収容者が刑事施設内において適切な医療サービスを受けることができない状況は、「憲法三条や国際人権法が禁ずる残虐・非人道的処遇との関係でも問題とならう。また、医療措置の充実は、拷問や虐待防止・発見の観点からも極めて重要な問題であるといえる」と指摘している。

(557) 刑事施設内で受刑者の尊厳を傷つける処遇がなされた場合には、受刑者には訴訟で争う機会が保障され、その上で裁判所は国際人権法を規範として、当該処遇について判断する必要がある。なお、日本における刑事施設内での処遇に関する受刑者による訴訟への国際人権法の具体的な援用に関する検討は今後の課題としたい。なおこの点については、憲法九八条の要請から、日本が批准した条約においては国内的効力が認められる。それゆえ、「条約の規定は、国内裁判所において訴訟当事者が援用しうると同時に、裁判所がその司法判断において、場合に応じ、直接また間接に依拠することのできる法源となる」「甲恵半」社会権訴訟における国際人権法の援用可能性」法律時報八〇巻五号（二〇〇七年）三八頁。実際には、国際人権法の要請を満たしているかについての判断は国内法における人権保障の要請の枠内で論じられている。しかしながら、国際人権法には「人権の行使は、条約に対する国の態度によって条件づけられるものではなく、条約実施義務の相互性という留保は認められない」という客観的な性格がある。「建石真公子」フランスにおける人権概念の変容と国際人権法——法律に優位する『基本権』としての憲法と人権条約の並存？」、法律時報八〇巻五号（二〇〇七年）六七頁。それは、国際人権法の根本には、「個人の尊厳」は尊重されなくてはならず、かつ権利は全ての「個人に平等」に保障されなくてはならないという考えがあるからである。「同」。日本における受刑者の人権に関する諸判例を見る限り、日本では国際人権法の性格におけるこの前提が十分には認識されていないように思われる。

(558) 赤池前掲（二〇一一年）一七頁。

(559) 桑山前掲（二〇〇七年）一〇五頁は、「国内社会においては、自由を奪う行為は、行政行為である。よって、その行政目的に従うことを前提として遂行される。しかし、国際人権基準は、そこに異なる視点を投げかける。およそ自由を奪う場合には、その目的がどうであれ、特に保障しなければならない人権が存在しているということである。……NGOを中心とした国際人権運動は、以上のような受刑者の人権保障を制約するファクターに抵抗する試みであり、それは斬進的ではあれ、受刑者の人権保障を政策課題に載せることに寄与してきたと言える。」と指摘している。

(560) 拷問禁止条約の規定を日本の受刑者処遇に適用することに關して、今井直「拷問等禁止条約に関する報告審査・最終見解

の意義」、『改革を迫られる被拘禁者の人権 二〇〇七年拷問等禁止条約第一回政府報告書審査』（二〇〇七）一三五頁は以下のように指摘する。個人が権利の名宛人になっている人権条約については、直接適用可能性ないし自動執行性を肯定するものの、国に積極的義務を課している人権条約を認めることに消極的な「日本の裁判所では、本条約の直接適用可能性という形で裁判規範性を明確に肯定した裁判例はな」く、拷問禁止条約の裁判規範性について「前途多難」である。しかし、赤池前掲（二〇一一）一七頁が指摘するように、「普遍的な人権基準を定めた国際人権条約の締約国は、基本的には、国際人権条約の人権基準を普遍的で客観的な基準として承認し、それを実施するために自ら条約を批准し加入しているはずである」。さらに、今井が指摘するように、「個人の権利という形式で規定されていなくとも、締約国の義務の内容が明確でありかつ司法判断なじむような規定（一条、二条、三条、一一―一六条）は日本でも直接適用できる」と理解すべきである。「葛野尋之「代用刑事施設と国連拷問禁止条約」、立命館法学三二六号（二〇〇七）九一頁も今井のこの見解に賛同している」。

(561) 北村泰三「重層的人権保障システムにおける受刑者の選挙権——欧州人権裁判所の判例を中心に」法律時報八三卷三号（二〇一一）四五頁。

(562) 同四二頁、四五頁。

(563) 土井政和、「二」刑事施設における社会的援助と市民参加、刑事立法研究会『二一世紀の刑事施設』（二〇〇九）、六八頁、正木祐史「二」社会的援助の理論と課題」刑事立法研究会『二一世紀の刑事施設』（二〇〇三）一一六頁、土井政和「受刑者の社会復帰の権利」横山晃一朗、土井政和共編著『現代における刑事法学の課題（井上祐司先生退官記念論集）』（一九八九）二九三頁。なお、これらの議論は自由刑純化論を前提として展開されている点に留意する必要がある。

(564) ただし、医療的・福祉的対応を受ける受刑者の権利が不可侵のものであることを前提とすると、これらの条文における、施設運営の視点からの制限を可能とする文言——たとえば、六二条二項における「やむを得ないときは被收容者を刑事施設の外の病院又は診療所に入院させることができる」——を見直す必要がある。さらに、同六三条は、指名医の医療行為に対して刑事施設長が制限することを認めている。

「刑事施設の長は、負傷し、又は疾病にかかっている被收容者が、刑事施設の職員でない医師等を指名して、その診療を受けることを申請した場合において、傷病の種類及び程度、刑事施設に收容される前にその医師等による診療を受けていたことその他の事情に照らして、その被收容者の医療上適当であると認めるときは、刑事施設内において、自弁によりその診

療を受けることを許すことができる。

二 刑事施設の長は、前項の規定による診療を受けることを許す場合において、同項の診療を行う医師等（以下この条において「指名医」という。）の診療方法を確認するため、又はその後その被收容者に対して刑事施設において診療を行うため必要があるときは、刑事施設の職員をしてその診療に立ち会わせ、若しくはその診療に関して指名医に質問させ、又は診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出を求めることができる。

三 指名医は、その診療に際し、刑事施設の長が法務省令で定めるところにより指示する事項を遵守しなければならない。
 四 刑事施設の長は、第一項の規定による診療を受けることを許した場合において、その指名医が、第二項の規定により刑事施設の長が行う措置に従わないとき、前項の規定により刑事施設の長が指示する事項を遵守しないとき、その他その診療を継続することが不適當であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。この刑事施設長による制限は、受刑者の適切かつ十分な医療を受ける権利をも大きく制限するものであり、かつ指名医による適切かつ十分な医療行為を妨げうるものである。」

(565) 太田達也「高齢者犯罪の動向と刑事政策的対応——研究所章」罪と罰四三巻四号（二〇〇六）、一四頁以下、吉中信人「高齢社会に求められる刑事政策」ジュリスト一三八九号（二〇〇九）、五八頁。もつとも、少年に対してもこの「懲らしめ」と「支援」の葛藤が根強くあることにも留意しなくてはならない。「大貝葵「非行少年への多様かつ重畳的な保護の構築の必要性(1)——少年保護の法制度における日仏の二元構造比較による考察——」法学雑誌五八巻一号、三六頁など」。

(566) この点につき、太田前掲はダイバージョンとなった高齢被害者であってもその「要保護性」が高い者においては、更生保護措置付起訴猶予をモデルとしたより積極的な介入を行うべきであるとする。その提案に対して、吉中前掲は介入度が高まる場合、捜査・訴追機関においては「要罰性」の見地から微罪処分・起訴猶予がなされている点や、「要保護性」判断を捜査・訴追機関が行うことの是非について検討する必要があると批判的に述べている。

(567) 吉中信人「五 高齢者犯罪の対策」小谷朋弘、江藤大蔵編著『高齢社会を生きる』（二〇〇八）一九三頁。

(568) 竹村前掲一九〇頁。

(569) 竹村典良「シルバー／グレー社会における刑事政策の戦略」立山龍彦編著『高齢化社会の諸問題』（一九九二）一〇三頁。
 (570) 同。

(571) 前掲註四一一参照。

(572) 東京高裁昭和三〇年四月一九日判決 [LEX/DB 文献番号 27660419]。なお原審「東京地裁昭和二十七年一月二二日判決、LEX/DB 文献番号 27420108」も同様の理由から、当該勾留および刑務所の対応を違法とした。」は、肺結核で治療を受けていた六三歳の男性を六カ月間勾留し、釈放から一か月後対象者が死亡したケースについて、保釈を却下した裁判官が対象者の病状および年齢を考慮せず不当に長い六か月もの期間勾留したこと、刑務所の健康管理が不適切であったために対象者の死期を早めたこと、と理由として違法であるとした。この裁判所の判断と刑の執行停止の規定から、刑事施設内で適切な医療的サービスを行うことができない場合には、釈放することが要請されているといえる。

(573) 地域生活定着支援センターによる特別調整において、高齢対象者が有するニーズについて、刑務所における面接のみでは把握しきれないと指摘がある [石川正興、田中大輔、酒井龍彦、鶴田安弘、村崎孝三、立岡学、関口清美、宍倉悠太、「日本犯罪社会学会第三七回大会 高齢・障害のある刑務所出所者等に対する社会復帰支援の課題と展望」、早稲田大学社会安全政策研究所紀要三三号(二〇一〇)二八三頁]。そこで、長崎県地域生活定着支援センターでは、更生保護施設を活用しているとのことである。具体的には、対象者の更生保護施設での生活の様子から彼の福祉ニーズをアセスメントする、引受予定先である福祉機関が更生保護施設で実際に対象者と面談するといったことを行っている。ここでは、福祉施設側が対象者の「素顔の生活」をみて判断することができる点をメリットとして紹介しているが、対象者における福祉サービスに対する不安をも軽減する効果があると思われる。なお、この点につき処遇法一〇六条は、「釈放後の住居又は就業先の確保その他の一身上の重要な用務を行い、更生保護に関係のある者を訪問し、その他その釈放後の社会生活に有用な体験をする必要があると認めるときは、刑事施設の職員の同行なしに、外出し、又は七日以内の期間を定めて外泊することを許すことができる」と定めている。具体的には、「環境調整に係る用務のため保護観察官、保護司、更生保護施設、引受人、協力雇用主等を訪問する場合」に外出・外泊が認められる [受刑者の外出及び外泊に関する訓令(法務省矯正訓第三三五七号) 三条一項]。この外出・外泊制度を利用した福祉施設の見学・体験入所を促進することが制度上可能である。ただし、留意しなくてはならないのは、この外出・外泊は仮釈放が認められる有期刑の場合宣告刑期の三分の一、無期刑の場合一〇年間に上収容されているものを対象としている点である [刑事施設被收容者処遇規則六五条]。仮釈放のための環境調整を進める上で、活用することを考えると、この条件よりも早期に外出・外泊が認められなくてはならないように思われる。

(574) 特別調整に同意しない高齢出所者の特徴に関する調査結果を示した文献として、神垣一規、舩山健二「福祉支援を希望しない高齢受刑者の特徴」司法福祉学研究一四号(二〇一四)九五頁——一一三頁がある。特別調整を拒む高齢受刑者の特徴

として、就労する自信がある、自分は一人でできる、自分を高齢者であるといった感情が乏しい、等「福祉の必要性を感じていない」といった点を指摘している。

(575) 以下、厚生労働省「地域生活定着支援センターの事業の概要」<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/kyou-seishisetsu01.pdf>を参照した。

(576) 一般社団法人よりせいネットおおさか「平成二五年度厚生労働省社会福祉推進事業 更生保護施設および更生保護施設入所者・退所者の実態に関する調査報告書」（二〇一四）、四五頁、八〇頁、一三四頁。

(577) 高齢対象者においては更生保護施設を出た後の居所および就労先を確保するのが困難な現状がある「同」。

(578) この支援を受ける際に、対象者の情報を受入れ機関等に提示しなくてはならない。それゆえ、前科前歴も企業側に公開される。それゆえ、対象者は前科前歴が企業側に発覚することを恐れながら就労する必要はなく、企業としても安心して採用することができる。しかしながら、その一方で前科前歴とともに、これまでの生活歴等々も公表しなくてはならないことから、この支援を拒否する受刑者・出所者も少なからずいるとのことを、受刑者処遇に関わる人々へのヒアリングを通じて聞くことがある。

(579) たとえば、愛知県地域生活定着支援センターを受託しているNPO法人くらし応援ネットワークでは、就労移行支援事業所と就労継続支援B型事業所も運営しており、それらの事業所で障がいを持つ出所者が支援を受けているケースも少なくない。「一般社団法人よりせいネットおおさか」平成二五年度厚生労働省社会福祉推進事業 更生保護施設および更生保護施設入所者・退所者の実態に関する調査報告書」（二〇一四）、一一八頁」。

(580) 平成二〇年版犯罪白書三三七頁は、高齢者犯罪の背景には高齢者の孤立があると指摘している。この点にかんがみても、高齢出所者の支援として日中の居場所の確保は重要な意味を持つと思われる。

(581) 刑務所職員や保護観察官は国家公務員法一〇〇条一項により守秘義務が課せられている。しかしながら、処遇法九〇条は、刑事施設長は受刑者の処遇を行うに当たり必要があると認めるときには関係行政機関その他の者に対し、協力を求めるものとする規定する。この「処遇」には、出所後の関係調整も含まれる「林、北村、名取前掲四四七頁」のであるから、環境調整に必要な情報については地域生活定着支援センターに提供されなくてはならない。さらに更生保護法三〇条も、保護観察所の長は、その所掌事務を遂行するため、官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な援助及び協力を求めることができると規定している。

(582) 石川、田中、酒井、鶴田、村崎、立岡、関口、宍倉前掲、二八七頁。なお、保護観察所からの協力依頼書に添付される当該受刑者に関するフェイスシートの内容についても不十分であるとの意見がある〔同二八一頁〕。また、各地域生活定着支援センターに聞取りに行った際に欲しい情報が一部しか開示されないことがあるとの事情をきくことがある。すなわち、刑務官や保護観察官が「必要」と考える情報と、支援をする福祉専門家が「必要」と考える情報には食い違いがあると思われる。そのような福祉の専門性から派生する問題がある一方で、そもそも刑務所内ではアセスメントが困難な場合もある。たとえば、高齢受刑者のADLのアセスメントがある。刑務所は「究極のバリアフリー」が可能な構造となっており、高齢受刑者は自身の居室のなかだけで一日を過ごすことが可能である。それゆえ、刑務所に置かれた状況ではADLは「自立」であったとしても、出所後社会において階段を登ることができない、衣服を着ることができない等「できない日常生活動作」が明らかになることが多い。

(583) 石川、田中、酒井、鶴田、村崎、立岡、関口、宍倉前掲二九六頁。

(584) さらに、二〇一二年度から、地域生活定着支援事業の枠内で受刑者の入所時からの支援をすることが可能となった。そこで新人受刑者についてもこの連絡協議会のような場で検討することにより、処遇法五六条がいう、医療的・福祉的ニーズの把握およびそれへの対応も促進されるように思われる。

(585) 正木祐史「第一章 日本における被拘禁的措置と社会内処遇の課題」刑事立法研究会『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』(二〇一二)三〇頁は、福祉的援助を行う機関と保護観察所の密な連携により、福祉機関が刑事司法の枠組みに取り込まれる危険性について指摘している。

(586) 丸山前掲、二七六頁。なお、「一部執行猶予」は宣告刑の刑期を超えて、刑事司法の枠内で「生活支援」を行うことを目的としたものである。刑事司法の枠内で「生活支援」を行う限り、強制力が伴う点に留意しなくてはならない。

(587) 同。さらに、古川隆司「高齢犯罪者の増加と社会福祉の関係、課題」、龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報五号(二〇〇八)一八五頁。

(588) 丸山前掲二七六頁はこのような福祉を「逃げられない福祉」としている。

(589) 沖縄タイムス二〇一一年一月二二日。

(590) 湯浅誠『反貧困』(二〇〇八)三九頁、笹沼前掲一三六頁。

(591) 大阪、仙台、福岡等、ホームレス支援団体が地域生活定着支援事業を受託している背景の一つとして、これまで刑事施設

出所者支援に多く関わってきたという点がある。

(592) 神垣・松山前掲論文における調査結果にかんがみれば特別調整を拒否する人々の多くが、「福祉」に対して良い印象を持っていないように思われる。刑務所出所者支援をされている方にヒアリングをすると、しばしば「福祉施設」に入所することにより外出、喫煙等の自由が制限され、「刑務所と同じようなところにまた入れられる」と感じている人々もいるときくことがある。

(593) たとえば、稲田七海、水内俊雄「ホームレス問題と公的セクターおよび民間・NPOセクターの課題——もう一つの全国ホームレス調査」を手がかりに、「季刊社会保障研究（二〇〇九）、一五五頁および一五七頁は、ホームレス支援のための仕組みを刑務所出所者が利用するようになってきたことに言及している。さらに、高齢低所得者の居住支援と生活サポートを実施している東京のNPO法人が運営する「自立援助ホーム」についても紹介している。すなわち、無料宿泊所の新規の利用者が路上生活者から、身寄りのない病院退院者・施設退出者として刑務所出所者への変化してきているとしている。

(594) 釜ヶ崎には、住民のサロンのような場所がいくつか設けられている。そこで、お互いに社会保障・福祉制度や各種支援に関する情報交換を行っている。その意味で、支援を受ける対象者自身もこのネットワークにおける重要なアクターであると見えよう。

(595) 生活支援を必要としている出所者においては「もともと社会や他人との折り合いを付けることが苦手」「山本譲司、益子千枝、宮澤進、立岡学、水内俊雄「山本譲司さんに聞く——刑事施設出所者等への生活支援はどうなっているか」、ホームレスと社会六号（二〇一二）九頁、山本発言」」、さらに「孤独と人間不信に陥っている」「南高愛隣会「地域生活定着支援センター運営の手引き 平成二二年改定版 http://www.aikinkai.or.jp/hasshin/kenkyu/shakaitukushi/pdf/guide_h22/all.pdf」一三頁」と言った特徴が挙げられている。彼らの「失敗」や「支援の拒否」はいわば支援者を試しているものであり「酒井龍彦「地域生活定着支援センター設立の背景と実際の支援」ホームレスと社会 六号（二〇一二）三六頁」、その意味で支援者と信頼関係を構築し、人間不信を克服するための一つの重要な段階と言える。その一方で、「福祉に沿わない人」へは支援できない、あるいは困難である」との意見を持つ福祉機関もあるようである。「丸山、前掲二七八頁」。このような意見の根底には地域のネットワークや個々の福祉機関の諸資源の問題や「支援」観等があるように思われる。

(596) 沖縄タイムス二〇一一年一月三〇日。沖縄県には、ホームレスなどの自立を支えるNPO法人プロミスキーパーズが担う「絆」再生事業がある。この事業は、稼働年齢で疾患がないなど生活保護受給の適用外の人に対して、三カ月間をめどに

説
論
同法人の施設で暮らしながら、生活改善に住宅の確保、就労や農業訓練などを行うプログラムを提供している。「伴走型支援」の一つとして、国の全額補助となる県緊急雇用創出事業の予算二〇〇万円を活用し、専属スタッフ五人を採用している。自立後も利用者の住宅を巡回するアフターケアに力を入れているとのことである。同法人の山内代表は「失敗を許し、受け入れる」というキャッチフレーズを実践しているという。

(597) このようなホームレス支援を基礎とする「やわらかなネットワーク」が構築されている都市はごく少数である。これらのネットワークがない地域では依然として受け皿が欠如・不足している。さらに、このようなネットワークはあくまでもホームレス支援を基礎としたものであり、刑務所出所者のための支援ではないと言う点には留意しなくてはならない。

(598) http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukusshi_kaiغو/seikatsuhogo/kyouseishisetsu/index.html

(599) 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」[\[http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/kyouseishisetsu04.pdf\]](http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/kyouseishisetsu04.pdf)。

第二章 今後の課題

第一章において、刑務所内で適切かつ十分な医療・福祉的ケアを受けることができない高齢受刑者においては、刑事訴訟法四八二条一号により自由刑の執行を停止し、外部の専門機関でより適切なケアを確保すること人権保障に関する諸規定から要請されていることを前提として、現行制度の枠内でも、法解釈および運用の仕方を改善することにより、そのような自由刑の執行停止の運用が可能であることを示してきた。しかし、そこで示した運用のあり方に関する提案は、現に刑務所内で苦しんでいる高齢受刑者にいち早く対応するためのものであり、理論的にはいくつかの検討課題が残されている。

一点目は自由刑の裁量的執行停止の手続きのあり方である。フランスでは治療のための恩赦制度に代わる早期釈放制度が模索された背景として、手続きの保障が要請された点がある。とりわけ重篤な病気にかかっている受刑者にお

いては、迅速な手続きが要請される。さらに、当該受刑者の医療的・福祉的対応を求める権利の保障という観点からも刑罰修正手続きを用いることが熱望された。その手続きにおいては、受刑者による請求を受けてその手続きが開始され、その後司法機関である刑罰適用裁判所で対審を経て決定がなされる。決定に対しては当該受刑者あるいは検察官は不服申立てをすることができる。この点で、受刑者は手続き上も自身の尊厳および権利を尊重される。

この点、日本においては医療的・福祉的ニーズを有する高齢受刑者は、刑事訴訟法四八二条に定める刑の執行停止を求めることができる。このことは、刑の執行停止の上申を刑事施設長、刑の言渡しを受けた者又はその関係人に認めている法務省における執行事務規定二九条に規定されている⁽⁹⁰⁾。ただし、フランスとの大きな違いは、日本の自由刑の執行停止の決定は検察官による行政決定であると言う点である。それゆえ、その決定に対して不服がある場合には、行政不服審査法四六項に従い、行政不服審査法上の異議申立て制度を用いることとなる⁽⁹¹⁾。さらに、同執行事務規定三二条六項は刑の執行停止措置の継続について、「刑の執行を停止したときは、その事由について引き続き調査をする」としている。すなわち、検察官に対する調査義務について規定するのみで、対象者の意見を聞く機会は設けられていない。刑務所内では対応しきれない医療的・福祉的ニーズを有する高齢受刑者にとって、刑の執行停止はその生命あるいは健康を守るための重要な措置である。この観点からすれば、憲法三一条を適用してより厳格な手続き、かつ手続きにおける受刑者の権利保障がなされるべきであると考ええる。刑の執行停止が受刑者の生命および健康を守る趣旨を有する以上、適正な手続きが確保されなくてはならない。

二点目は、高齢受刑者が有する多様なニーズへ適切かつ十分な支援を実施するには、そのための支援体制を整備する必要がる、という点である。この点については、前述の通り、地域生活定着支援センターを核として実現されつつある。しかし、より適切かつ十分な支援を実現するためには、諸機関の役割と協働のあり方について理論的に整理す

説
る必要がある。なぜならば、福祉が刑事司法機関による監督・監視のツールになるおそれが払拭できないからである。それゆえ、適切な福祉の支援を実現するためには、諸機関の独立が担保されなくてはならない。この点についても、フランスの現代の取り組みから経験的な示唆を得ることができると考ええる。すなわち、フランスでも日本の保護

観察官の役割も果たしているSPIPが対象者のニーズを把握し、それに応じた支援を調整している。しかし、そこで実際に行われる支援は一般的な社会的支援であり、受刑者に特化したものではない。この点で日本とは異なる。とりわけ、より適切かつ十分な福祉的支援を確保するためには、この点の検討が必要である。

むすびにかえて

憲法二五条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、第二項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」としている。すなわち、受刑者か否かにかかわらずすべての国民に対して、その生命や健康に対する保護を受ける権利が保障される。それゆえ生存権保障の観点からは、医療的・福祉的ニーズを有する高齢受刑者については積極的に早期釈放すべし、という主張は的外れなものではないだろう。しかしながら、そのような解釈にもとづいて当然に保障されるべき受刑者の生存権は、実際には十分に保障されていない。この点について、本稿では受刑者のうち、もともと早急な保護が必要である、より適切かつ十分な医療的・福祉的対応がなされなければ病状や要介護状態が悪化する、あるいは死亡するおそれがある高齢受刑者を念頭において、彼らの生存権が十分に保障されていないという問題状況を示した。実際、彼らにおいては刑務所内で十分かつ適切な対応が確保されておらず、その結果、健康を害される、あるいは死亡する者が少なからずいるのである。この法規定の要請と実際に高齢受刑者が置かれている劣悪な拘禁状況とのズレは、現

場における「懲らしめ」、「規律秩序」、そして「安全」という色眼鏡を通した解釈に起因している。⁽⁹²⁾ これらの壁を前にして、受刑者の「尊厳の尊重」という視点が希薄になっているのである。

ここまで、日本とフランスにおける高齢受刑者に対する早期釈放制度に関する議論を政策的な側面からみてきた。フランスにおける議論では、受刑者も一市民であり、高齢受刑者処遇における議論においても「一市民として固有に有する尊厳」という言葉が強調されている。市民の尊厳は不可侵のものであり、自由刑によっても侵害されてはならないとされている。それゆえ、刑事施設に拘禁されようと、彼らは——刑罰によって制限されている移動の自由以外の——自身の基本的人権や自由を当然に行使することができるのである。その一方で、日本における高齢受刑者処遇に関する議論では彼らの「尊厳」の尊重という言葉はほとんど用いられてこなかった。政府諸機関が示した彼らの社会的参入を促進するための福祉的支援の必要性の根拠についてすら、「再犯予防」の視点が強調され、彼らの尊厳や権利の保障の観点についてはほとんど言及がない。

それゆえ、改めて高齢受刑者においても、一市民として「尊厳」や「基本的人権」が尊重される必要があることを示すことに大きな意義があると考ええる。フランスで展開されてきた高齢受刑者に対する早期釈放制度に関する議論によれば、尊厳を尊重するための医療的・福祉的ニーズへの対応は、彼らの健康や生命を保護するために必要不可欠なものである。くわえて、この対応により、社会的参入の促進も期待することができよう。⁽⁹³⁾ すなわち、病状や要介護状態を悪化させないことで、より多くの受け皿の選択肢を確保することが可能となる。とりわけ、生活困窮から軽微な犯罪を繰り返している日本の高齢犯罪者においては、受け皿——適切かつ十分な生活支援——の確保を必要としている者が多い。それゆえ、フランスにおけるこの視点は日本の高齢受刑者への早期釈放の適用のあり方を考える上で、非常に重要である。さらに、高齢受刑者を尊厳ある一市民として尊重することは、彼らの内心の社会復帰を支える効

説 果も有していると思われる。この点につき、笹沼弘志は以下のように述べている。すなわち、「理不尽な差別的扱いや、違法不当な権力行使に曝された当事者は、それに法的に対抗するべきがないため、法へのニヒリズム、法への不信を募らせる結果となる。そして、場合によっては、法の隙間をぬったり、力によって対抗する手段を採るとることも起こりうる。権利への自覚と方への信頼を失った者には、法を守るべき自発的意思は存在しない」。

この視点からも、尊厳の尊重を柱とした高齢受刑者処遇が実現されなくてはならない。フランスにおいて論じられていたように、そのための具体的手段としては、刑務所内での日常的な対応の確保と刑の執行停止の積極的適用がある。中でも、高齢受刑者の社会的参入を促進するためにはより非拘禁的措置の適用が有効である点、さらに近時の出所者支援ネットワークの拡大から、刑の執行停止が積極的に適用される必要がある。

本稿では、医療・福祉ニーズがより大量かつ多量であり、より手厚い支援を必要としている高齢受刑者を対象として議論を進めてきた。しかしながら、本来、受刑者すべてに対して、その特性に応じた支援が提供されなくてはならない。「支援」を重視する高齢受刑者処遇の構築を目指す議論は、受刑者一般に対して、その尊厳を尊重し、より適切かつ十分な支援を提供する処遇を確立するための、一つの突破口となると思われる。それらの生活支援は、「手厚い支援」ではなく、一市民としてその権利に基づいて要求することができる「当然の支援」にほかならないのである。

(60) さらに、現行制度を前提としてこの権利をより保障するためには、当該受刑者が自由刑の執行停止を上申する際の支援体制も整備する必要がある。

(61) この点について、そもそも日本においては受刑者の人権侵害が生じた際の受刑者において「救済機関へのアクセスがままならなかった事態があったことは事実である」との指摘がある「桑山前掲(二〇〇七)七四頁」。

(62) 三島前掲六六四頁。さらに、中島隆信『刑務所の経済学』(二〇一一)一二七頁には、「悪いことをした人になぜ手を貸

「す必要があるのか」などという意見を耳にすることもある」との記述がある。

(603) 受刑者の社会的参入に向けた支援に対しては、その尊厳や基本的人権を尊重する視点からのみならず、近時では経済学的にも提案されている。中島隆信は「刑事犯罪というのは社会にとってきわめて割の合わない非効率な行い」としている。すなわち、軽微な窃盗ですら、累犯者であればひとりあたり一三〇万円のコスト〔国選弁護士費用七万円（公判一回分）、国選弁護士接見費用二万六四〇〇円、簡易裁判所判事／検事人件費五万円、拘留所収容コスト四万六〇八〇円（一か月分）、刑務所収容コスト一一二万五〇〇〇円（五か月分）〕がかかる。それにもかかわらず、高齢受刑者の中には、生活困窮に耐えかねて出所後数日で再犯を行う者すらいる。その場合、累犯であることからより刑が加重され、より刑務所収容コストがかかる。それゆえ、社会的参入を促進し、その結果、対象者が再犯をしないようになれば、この分のコストはかからなくなる。このメカニズムから、累犯者に対しては厳罰よりも、社会的参入を促進する方が効率的だとされる〔中島前掲一頁、五頁〕。

(604) 笹沼前掲一四〇頁。

(605) この「当然の支援」の実現には、市民の理解が必要であるとの指摘がある。すなわち、浜井浩一「第五章 少子・高齢化時代の持続可能な刑事政策」浜井浩一編『持続可能な刑事政策とは』（二〇一二）一四三頁は「市民が、犯罪者と言われる人たちが同じ人間であることを理解することも重要である」としている。